**建築物の環境配慮のあり方についての概要**

**大阪府**

**１　国の動き**

・パリ協定の採択を踏まえた、温室効果ガス削減目標、2030年度に2013年度比26％削減  
・建築物省エネ法 (2015年7月8日に公布）

・「地球温暖化対策計画(2016年5月）」策定、住宅・建築物分野（「業務その他部門」、「家庭部門」）、

CO2排出量　2030年度に2013年度比約40％削減

・建築物省エネ法の改正（2019年５月17日に公布）、地方の自然的社会的条件の特殊性により、省エネ基準のみによっては建築物の省エネ性能の確保が困難な場合、法律に基づく条例で省エネ基準に必要な事項を付加できる（建築基準法に基づく確認申請と連動）

・第203回臨時国会における菅首相所信表明演説、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ（2020年10月26日）

・脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会、脱炭素社会の実現向けた住宅・建築物におけるハード・ソフト両面の取組と施策立案の方向性について議論（国土交通省・経済産業省・環境省3省連携、4月中旬より。計５回の予定）

**２　大阪府の取組み**

１）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2015年３月策定、2017年12月一部改定、次期実行計画2021年3月策定、削減目標、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減

２）大阪府温暖化の防止等に関する条例（2006年４月施行）※大阪市も同様の条例を有する

～建築物の環境配慮に係る主な取組み～

(1) 建築物環境計画書の届出、2006年４月から5,000平方メートル超、2012年７月から2,000平方メートル以上

(2) 基準への適合

(表の説明)

2,000平方メートル以上の非住宅の外皮は条例により義務化、一次エネルギー消費量は法律により義務化、10,000㎡以上の住宅の外皮、一次エネルギー消費量は条例により義務化していることなどを表にまとめています。

(3) 販売等の広告や工事現場への建築物環境性能表示、建築物環境計画書の届出後、価格・間取りなどを記載した販売、賃貸広告は建築物環境性能表示とその届出を義務化（2012年7月～）、工事現場への建築物環境性能表示の義務化（2018年4月～）

(4) 再生可能エネルギー利用設備の導入の検討、太陽光発電設備等の導入の検討義務化（2015年4月～）　

(5) 建築物の顕彰制度、おおさか環境にやさしい建築賞（2007年度～）、おおさかストップ温暖化賞特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）（2019年度～）

**３　大阪府における今後の建築物の環境配慮のあり方について**

１）目指すべき方向性

(1) 2050年脱炭素社会を見据え2030年に向けた基本的な考え方

・ 全国に先駆けた建築物の環境配慮に関する条例の先進性を継続

・ 経済・環境の好循環を生み出すことが重要

・ 2050年脱炭素社会に相応しい残すべき良質な住宅・建築物のビジョンをもって、新築、既存ともに、

　できるだけ早期に対策を講じる

・ 府民・事業者への啓発を行うとともに、規制については、タイミングを見極めたうえで実施

(2) 非住宅に対する環境配慮

・府民・事業者に対し、環境に配慮した建築物の価値をわかりやすく普及啓発

・ 改正建築物省エネ法を踏まえた非住宅に対する規制

(3) 住宅に対する環境配慮

・府民・事業者に対し、環境に配慮した住宅の価値をわかりやすく普及啓発

・ 住宅に対する府独自の規制

２）具体的施策

(1) 条例による規制

　い　非住宅における法規制による適合義務化

・対象、延べ面積が一定規模以上（2,000㎡以上を予定）

・付加基準、外皮性能

　ろ　住宅における府独自規制による適合義務化の拡大

・対象、一定の住戸面積、かつ一定規模の住戸数以上の住棟（住戸面積の平均が75㎡以上、かつ100戸以上の住棟を予定）

・適合基準、外皮性能、一次エネルギー消費量

　は　再生可能エネルギー利用設備の府独自規制による導入義務化

・ 対象、延べ面積が一定規模以上の非住宅・住宅（2,000平方メートル以上を予定）

・内容、建物及び敷地内に固定されている太陽光発電設備等

※立地を十分に考慮し、他の手法も含めた内容の検討が必要

(2) 普及啓発＜条例改正および指針改正で対応＞

　１）府民・事業者に対し、 ホームページ、チラシ、講習会等による啓発

　２）法に基づき義務となる建築士から建築主への説明時に、項目を追加（条例化を検討）

　・ 建築物の省エネが地球環境に与える影響

　・ 省エネ建築物の価値

　・ 住宅の改修や新築における初期投資・ライフサイクルコストの費用対効果

　・ 断熱性の向上と健康などに対する効果（専門的なアドバイスによる知見）

・実施時期

・条例による規制については、“規制の効果”や“達成すべき目標”に関するエビデンスを明らかにし、府民・事業者へ説明できることを見極めた上で、実施

・府民・事業者に対する啓発は、速やかに実施

・建築士から建築主への説明内容の追加は、建築関係団体等と連携し、実施